

暮らしの i Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

【償却資産の申告を忘れずに】

今年1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産（事務機器、店舗用備品、各種機械、工具など）を所有している方には固定資産税がかかります。必ず申告してください。令和4年度償却資産申告案内は12月下旬に発送しています。該当資産がない場合でも申告書に記入の上、1月31日(月)までに提出してください。

申告用紙が届いていない方やご不明な点がある方は、お手数ですがご連絡ください。

☎税務課資産税係 ☎56－8004

【給与支払報告書の提出期限は1月31日】

令和3年中に給与・賃金（専従者給与を含む）を支払った事業所・個人事業主は、受給者について年末調整をしているか否かに関わらず、給与支払報告書（総括表・個人明細書）を作成し、1月31日(月)までに提出しなければなりません。

○給与支払報告書は、受給者が今年1月1日現在（退職者は退職時に）居住する市区町村あてに提出してください

○個人番号（マイナンバー）の記載をお願いします

○退職者分には退職日を忘れずにご記入ください

○個人事業主の方が提出する際は、事業主本人の身元確認と個人番号確認が必要です（法人の場合は不要）

○提出の際は、住民税を特別徴収（給与から天引き）と普通徴収を仕分け用紙で分けてください（様式はHP掲載）

○令和3年中に給与の支払いを受けた方が、退職、他の会社で特別徴収をしているなど、その事業所で特別徴収ができない場合のみ普通徴収として届け出ることとなります。原則、役員・パート従業員なども特別徴収です

☎税務課住民税係 ☎56－8003

募集

会計年度任用職員募集

児童支援員 若干名

■応募資格／児童福祉に関心のある方、保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可

■任用期間／任用日～3月31日

■業務内容／遊びを通じた生活指導

■勤務時間／平日は10時～18時または13時～18時、土曜・長期休暇期間は8時～18時の間でシフト制

■勤務場所／放課後児童クラブおよび北児童館

■賃金・待遇／月額11～15万円程度、期末手当・社会保険・雇用保険・

通勤手当有

※「俱知安町保育人材確保一時金」の対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください

■申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出

※長期休暇期間や支援員の休暇時に補助員として働ける方を募集しています。空いた時間に仕事がい方はご相談ください

☎55－6116

スキーパトロール赤十字奉仕団募集

■対象／18歳以上のスキーパトロールボランティアに興味のある方

■活動場所／旭ヶ丘スキー場、ニセ

コ東急グラン・ヒラフ、ニセコHANAZONOリゾート

■主な活動日／スキー場の活動期間（12月中旬～4月下旬の休日および祝祭日）

■年会費／2千円

■その他／入会後に救急法、雪上安全法Ⅰ・Ⅱの資格取得ができます

☎俱知安スキーパトロール赤十字奉仕団事務局（野中）

☎090－1930－2068

国有林モニター募集

北海道森林管理局では、国民の皆さんに国有林の役割や現状などを理解してもらうとともに、国民の幅広い意見を把握し、国有林野の管理経

営に役立てることを目的に、令和4・5年度の「国有林モニター」を募集します。

■募集人数／48名

■依頼期間／令和4年4月から令和6年3月まで（2年間）

■依頼内容／国有林や森林・林業に関するアンケート調査への回答、モニター会議への出席（年1回）、現地見学会への参加（年1回）

■応募資格／北海道在住で、国有林に関心のある満18歳以上（令和4年4月1日時点）の方

※国会および地方議会の議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、林野庁OBおよび森林・林業担当の自治体職員は除く

■募集期限／2月18日(金)必着

■応募方法／以下の必要事項を記入の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法でご応募ください

①氏名（ふりがな） ②性別 ③住所 ④郵便番号 ⑤年齢 ⑥職業

⑦電話番号 ⑧メールアドレス

⑨国有林モニターを知ったきっかけ ⑩応募理由（100字程度）

■選考結果／選ばれた方には3月末までに依頼状を発送

※選考内容に関する情報は非公開とします。会議・見学会の旅費や宿泊費については、国家公務員の旅費規程に基づく額を支給しますが

国有林モニターは無報酬です

■問合せ・応募先／北海道森林管理局企画課国有林モニター担当

☎011－622－5228

☎011－622－5194

✉h.kikaku@maff.go.jp

自衛官候補生募集

自衛官候補生（第7回）

■受験資格／採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

■受付期間／1月1日(土)～2月10日(木)

■試験期日／2月20日(月)・21日(月)

※状況により変更の可能性有

☎俱知安地域事務所 ☎23－3540

古谷 和之 ☎23－3165

清水 礼子 ☎22－0075

名畑 由美 ☎22－1177

油谷 賢次

☎090－8903－3403

町営住宅入居者募集

一般世帯向け（家族向け）

・白樺団地（北4東8）

2LDK 2戸（2号棟2階）

3LDK 1戸（3号棟2階）

■募集期間／1月7日(金)～21日(金)

応募には必要書類、所得制限などがあります。詳細はお問い合わせください。

☎建設課住宅係 ☎56－8009

令和4年度

放課後児童クラブ入会申込

町では、共働き家庭や母子・父子家庭など、留守家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、保護者が安心して働ける環境づくりのため、放課後児童クラブを開設しています。

4月1日から入会を希望する方は、次のとおり申込してください。※現在児童クラブを利用している方も改めて申込が必要です

■受付期間／1月17日(月)～2月14日(月)

■開設場所／

どんぐりクラブ

（北児童館 北5西2）

げんきっ子クラブ

（俱知安小学校 南3東3）

風の子クラブ

（東小学校 北4東9）

おおぞらクラブ

（西小学校 南6西3）

■対象児童および入会の要件／町内の小学校に在籍し、保護者が仕事

や病気などの理由で、家庭において保育を受けられない児童

※入会定員を超えた場合は低学年を優先します

■申込方法／こども未来課こども支援係窓口へ申込書および勤務証明書などを添えて提出

※書類はこども支援係窓口で配布、町HPからもダウンロード可

■費用／教材費の一部と傷害保険代（年間1人2千円）を利用決定後に支払

※行事などの経費は実費負担有

☎こども未来課こども支援係

☎55－6116

第46回ちびっこ探検学校 ヨロノ島参加者募集

公益財団法人青少年研修協会では、「第46回ちびっこ探検学校ヨロノ島」の参加者を募集しています。

この事業は、沖縄に近い南の島ヨロノ島のサンゴ礁の海と美しい自然の中で、全国から参加する仲間との民宿での共同生活やさまざまな野外活動を通して、助け合いの心や積極的にチャレンジする心を養います。

■期間／3月27日(日)～4月2日(土)

（6泊7日）

■場所／鹿児島県大島郡与論町

■定員／90名

■対象／小学2～6年生（令和4年2月現在）

■申込期限／3月7日(月)

■参加費／新千歳空港発17万1千円

※出発地により金額が異なります

事業の詳細はHPをご覧ください。

■問合せ・申込／

公益財団法人国際青少年研修協会

☎03－6825－3130

☎http://www.kskk.or.jp

周知

停電情報をLINE・チャットでお知らせします

停電時の情報提供の取り組みとして、LINEやAIを活用した配信・応答サービスを開始しました。

停電情報をLINEでお知らせするほか、停電・設備に関する問い合わせをチャットで受け付けています。

次の二次元コードからアクセスできます。



☎北海道電力ネットワーク(株)俱知安ネットワークセンターお客さま

サービス課（平日9～17時）

☎0120－060－599

野犬掃討を実施します

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討（放たれている犬も対象）を実施します。

■日時／1月6日(木)～3月31日(木)

愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう。

①放し飼いなど、逃げ出せる環境で犬を飼育しない

②散歩の際は必ずリードを装着する

③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける

④犬がいなくなった時はすぐ役場に連絡する

⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに

■住民環境課環境対策室地域衛生係
☎56―80008

電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の立地の促進・運転の円滑化を図るため、発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設の整備や住民福祉の向上に資する事業に對し交付されるものです。

今年度は、倶知安町で440万円の交付金を公立保育所運営事業として、地域における福祉サービスの充実を図るため、くっちゃん保育所ぬくぬく運営に活用しています。

北方領土の日特別啓発期間

手を繋ぎ 返還願う 大きな輪

わが国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島からなる北方四島の早期返還実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

道、市町村および関係団体は、一日も早い北方領土問題解決のため、国の外交交渉を後押しする立場から、2月7日の「北方領土の日」を中心に、「北方領土の日特別啓発期間」を定め、一層強力に啓発活動を展開します。

■期間／1月21日(金)～2月20日(日)
■北方領土復帰期成同盟後志地方支部
☎22―0216

南児童館からのお知らせ

2022年も南児童館で遊ぼう
1月と言えばお正月遊び。そんな昔ながらの正月遊びを巨大化させちゃいました！大きなおもちゃで思いっきり遊んじゃおう。

また1月らしい和の雰囲気の写真ブースが完成。今年の干支「トラ」になりきって写真を撮ろう！

1月5日まで
年末年始のお休みです。

イベント詳細、利用時間などは

町HPをご確認ください。
■南児童館 ☎22―0419



広報くっちゃん アンケートにご協力を

広報くっちゃんがより分かりやすく、親しみやすいものとなるよう、アンケートへのご協力をお願いします。

読んだ感想をはじめ、「こんなページがあったらうれしい」「こんな情報が載っていたら助かる」といった皆様のご意見・ご要望をお聞かせください。

アンケートは下の二次元コードから回答できるほか、広報くっちゃん表紙にも掲載しています。

また、町HP、Facebookからも回

消費者コーナー 倶知安消費者協会

謹賀新年

本年も消費者活動を精一杯続けていきます。皆さまのご協力をお願いします。

遺伝子組み換え食品とゲノム編集食品は？

ゲノム編集は、遺伝子操作という面では遺伝子組み換えと変わりませんが、未完の技術であり、流通することに警鐘を鳴らす有識者もいます。いずれにしても、消費者の理解できないものが市場に出回る一方で、安全な食品が高価であったりするため、安全な食品が平等に国民の手に届くよう、今後も情報を集めながら、消費者協会の活動を行っていきます。

町民の皆さまのご指導ご協力をお願いし、年頭の言葉といたします。

倶知安消費者協会一同

■消費生活相談室（公民館1階団体室）
■月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522

答えますので、ご協力をお願いします。

■総合政策課広報広聴係
☎56―8001



PCR検査等費用助成は3月31日まで延長になりました

■内容／無症状の町民が町内医療機関で受検したPCR検査またはTRC検査の費用の一部を助成
※町内事業者が従業員の検査費用を一括して申請することも可

■対象期間／令和3年5月1日から申請期限までに受検したもの
■助成額／検査費用から1万5千円を引いた額（1人2回まで）

■申請期限／3月31日(木)必着
※詳しくは今月号の折込チラシをご覧ください

■福祉医療課保健医療室国保医療係
☎56―8006

くっちゃん 情報発信ツール

○倶知安町ホームページ

<https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/>

○Facebook

<https://m.facebook.com/kutchan.hokkaido/>

○倶知安町LINE公式アカウント

LINE ID：@kutchan



消防署からのお知らせ

謹賀新年

あけましておめでとうございます。本年も「火の用心」をお願いします。

12月から3月までの間は、全国的にストーブを出火原因とする火災が多く発生します。ストーブの近くに新聞や雑誌、スプレー缶などを置いたり、ストーブの上に洗濯物を干したりしていませんか。

就寝や外出前には必ず消す。いつもしているから大丈夫という、その油断が火災に繋がります。適切な使用方法を守りましょう。

火気の取扱いには十分に注意しましょう。住宅用火災報知機の定期的な点検・清掃を行いましょ。

11月末までの災害出動状況		
	令和3年	令和2年
火災	4件	6件
救急	638件	693件
救助	48件	32件
その他	100件	77件

まちの事件簿―地域安全ニュース

11月の主な事件

▽盗難事件の発生

町内の商業施設において、食料品が盗まれる事件がありました。

▽盗難事件の発生

町内の商業施設に停めていた自転車に盗まれる事件がありました。

▽盗難事件の発生

町内の商業施設において、トイレ内に置き忘れた財布が盗まれる事件がありました。

11月の主な交通事故

▽4日、駐車場内において無人駐車中に對する衝突事故が発生しました。

▽19日、道道において、車両同士の追突事故が発生しました。

▽25日、国道において、車両が路外逸脱する事故が発生しました。

11月末までの町内交通事故発生状況		
	令和3年	令和2年
人身	23件	21件
物損	409件	445件
死者	3名	0名

冬の準備はどうですか？



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 齋藤 慎也
☎0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

この地域では、「隣家の屋根からの落雪で被害が出たのでどうにかしてほしい」とか、「隣家から『お宅の屋根からの落雪で被害が出たので賠償しろ』と言われて困っている」という、雪国特有の相談を受けます。

法律では、建物を利用・管理している人（以下、占有者）の管理保存に問題があって近隣の建物に損害を与えたのであれば、その損害について責任をとることになっています。

では、占有者がいない場合はどうなるのでしょうか。この場合は、建物の所有者が責任をとることになっています。

民法は、以上のように占有者、さらには所有者に、故意・過失を問題とせず重い責任を課しています。ただ、占有者も所有者もいない場合にはどうなるのでしょうか。

一つには、以前の占有者が責任を負うことが考えられます。建物の占有者や所有者が亡くなり、その相続人が相続放棄をした場合も、相続人は、法律で、他の人が管理を始めることができるまで管理を継続しなければならないとされています。

ただ、この管理は、一種の事務管理で、建物の価値の維持保全が目的なので、周りの人に対する責任を根拠づけることはできないという考え方もあります。

最後は少し難しい話になってしまいましたが、誰も利用・管理していない建物の場合、その建物の屋根から雪が落ちたとしても、誰も責任を負う人がいないということもあり得るので、そのような建物が近くにある人は気を付けてください。

人の動き 令和3年11月末現在			
人口	14,765人	(前月比 -4)	
男子	7,536人	(前月比 -7)	
女子	7,229人	(前月比 +3)	
世帯数	7,949世帯	(前月比 +1)	
うち外国籍住民	662人	(前月比 +7)	